

MY企業年金通信

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項（※）	あり			なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴うDBへの影響について

ポイント

- ◆令和3年9月1日に、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令及び確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令が公布（注1）、並びに関連する通知及び事務連絡が発出（注2）されました。
- ◆同政令及び同省令に関しパブリックコメントの結果（注3 次頁）が公示されましたが、提出意見を踏まえた案の修正はありませんでした。

1. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しに伴う他制度掛金相当額の算定

○改正内容：

DBの加入者の企業型年金（企業型DC）及び個人型年金（個人型DC）の各月の拠出限度額を以下のように改正することに伴い、DBの加入者に係る他制度掛金相当額を算定し、算定した他制度掛金相当額を規約に記載

	改正後（月額）	改正前（月額）
企業型DCの事業主掛金額	5.5万円－DB等（注4 次頁）の他制度掛金相当額（経過措置あり（注5 次頁））	2.75万円
個人型DCの掛金額	5.5万円－（企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額） （ただし、2万円を上限）	2.75万円－企業型DCの事業主掛金額 （ただし、1.2万円を上限）

○施行時期：令和6年12月1日（規約への記載は令和6年11月1日まで）

◀弊社（総）幹事DB宛てには後日ご案内予定▶

今回の法改正により、**拠出中のDC掛金額に影響**があることから、以下の通り、従業員の方への周知等が必要となります。
 詳細は厚生労働省ご案内をご確認ください。

- 令和6年11月までに他制度掛金相当額の規約への記載
- 企業年金連合会が整備する「企業年金プラットフォーム」への加入者情報（基礎年金番号・生年月日・性別・他制度掛金相当額等）の月次登録（初回は令和6年12月末までに登録）
- 令和4年10月までに従業員の方への他制度掛金相当額等の周知

（厚生労働省ご案内）DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆さまへ <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000824551.pdf>

（注1）政令（令和3年政令第244号） <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210901/20210901g00199/20210901g001990006f.html>
 省令（令和3年厚生労働省令第150号） <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210901/20210901g00199/20210901g001990033f.html>

（注2）通知「『（注1）政令』及び『（注1）省令』の公布について」（令和3年9月1日年発0901第1号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000826436.pdf>

通知「『DB制度について』の一部改正について」（令和3年9月1日年発0901第2号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000826437.pdf>

通知「『DBの規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」（令和3年9月1日年発0901第1号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825847.pdf>

通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」（令和3年9月1日年発0901第2号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825845.pdf>

事務連絡「『DB規約例』の一部改正について」（令和3年9月1日） <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825848.pdf>

<次頁（裏面）に続きます>

ポイント

2. DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

○改正内容：

DBの加入者に係る他制度掛金相当額は、以下の財政方式ごとの算定式により算定した額を月額換算した額（注6）

	財政方式等	算定式
1	加入年齢方式	$\frac{\text{標準的な加入者（注7）に係る給付現価（注8）}}{\text{標準的な加入者に係る人数現価}}$
2	開放基金方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間給付現価} + \text{将来加入者の給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$
3	閉鎖型総合保険料方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$
4	1～3以外の財政方式	1～3に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法
5	リスク分担型企業年金	「給付現価」を「調整前の給付現価」に置き換えて、財政方式に応じた1～3の算定式（注9）
6	簡易な基準に基づくDB等（注10）	$\frac{\text{標準掛金額（注11）}}{\text{加入者数（注11）}}$

○施行時期：令和6年12月1日。令和6年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定する場合については、上記6の方法によることも可能（注12）

（注3）パブリックコメントの結果について

政令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000224181>

省令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000224172>

（注4）DB、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度及び石炭鉱業年金基金をいう

（注5）施行の際、企業型DCを実施している事業主の拠出額限度は、5.5万円－DB等の他制度掛金相当額が2.75万円を下回る場合は、2.75万円。ただし、施行日以後に企業型DCの事業主掛金の算定方法・DBの給付設計を変更する規約変更を行った場合等に該当したときは、経過措置の適用は終了

（注6）基礎率は直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同じもの

・加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者負担掛金は0として算定

・積立金が積立上限額を超過して掛金控除を行う場合は、当該控除額を0として算定

・1,000円未満を四捨五入して1,000円単位で算定

・標準掛金額の計算に複数の給付区分を設けている場合は、当該区分ごとに算定

・複数の給付区分に属する加入者は、各給付区分（1,000円単位に端数処理後）を合算して算定

・掛金の額が再計算される度に再算定が必要

・適正な年金数理に基づく計算であることの年金数理人による確認（簡易な基準に基づくDBは除く）が必要

（注7）特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入者

（注8）通常予測給付現価

（注9）リスク分担型企業年金の場合は、基礎率、再算定の要件等他にも置き換えが必要

（注10）簡易な基準に基づくDB又は1～5の算定方法で算定が困難と厚生労働大臣が認めたDBをいう

（注11）直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額と加入者数

（注12）リスク分担型企業年金が、令和6年12月1日以後を計算基準日とする財政再計算を実施した場合は、上記5の方法により算定することが必要

【ご参考】厚生労働省HPに「確定給付企業年金制度の主な改正（令和6年12月1日施行）」が掲載されています

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00041.html

○別添資料（詳細版）：

『DC令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴うDBへの影響について』